

著作権法施行令の改正案への意見

1. 在日米国商工会議所 (ACCJ)
2. 情報通信技術委員会 (Information, Communications and Technology Committee)
3. 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック39MTビル 10階
4. 担当 日本政府担当マネジャー 伊地知徳子
電話番号 : 03-3433-8451 電子メールアドレス : nijichi@accj.or.jp
5. 意見

文化庁による著作権法施行令の一部を改正する政令案（平成21年2月3日公示）に関する意見

平成21年2月3日に貴庁により公表された著作権法施行令の一部を改正する政令案に関しまして、以下のとおり在日米国商工会議所 (ACCJ) の見解を述べさせていただきます。

ACCJメンバー、特に家電、情報通信技術業界に携わるメンバーは、コンテンツの流通および文化の更なる発展に寄与する製品やサービスの提供者・開発者としての役割を果たすことを目的としており、コミュニケーションの推進、知識や情報の共有や創造性の育成を図るためのツールを提供して参りました。我々はそのような役割を踏まえ、クリエイターの方々が適正な対価を得る権利や私的録音録画による経済的損失の補償を求める権利を保護し、創造活動を推進するよう努めています。そのため、ACCJではアーティストに対する補償および強固な著作権保護を支持する立場を表明していますが、補償金制度の拡大または継続がアーティストへの補償や知的財産の保護に資する適切な手段であるとは考えておりません。従って、私的録音録画補償金制度の対象にBlu-rayディスクへのアナログ放送の録画を追加することを目的とした今回の改正案には、失望の念を抱かざるを得ず、デジタル放送の録画にまで対象が拡大される可能性を懸念しています。

以前には、補償金制度が権利者に支払う報酬を確保するための有効な手段であると考えられたかもしれませんが、今日、新たな技術によって、より正確かつ効率的に、適法複製物を管理し、権利者に対してより多くの補償金を分配する方法が可能になりました。現状にそぐわない制度を拡大するよりは、著作権付コンテンツの配信、適正な著作権料の徴収、適法複製に対する権利者への補償、正規コンテンツの違法複製の防止等、権利保護のための様々な方法を技術的に可能とするデジタル著作権管理 (DRM) 技術の開発や利用の促進に重点的に取り組むべきです。このDRM技術を採用することにより、ハードウェアへの課金の必要性が事実上低減されるか、段階的に廃止の方向に向か

うと考えられます。DRMを提供する企業と著作権所有者が協力することにより、新たなネットビジネスが促進され、音楽・動画の正規ダウンロード、デジタル出版等様々なサービスを消費者に提供することが可能になります。さらには、24時間ビデオ・オン・デマンド（VOD）配信といった、よりダイナミックな著作物の配信や放送、海外へのコンテンツの配信等、インターネットサービスプロバイダー（ISP）を始めとする企業にとって様々な新ビジネスの創出機会の増大につながるのです。

ACCJでは、権利者への報酬については、新たな分配方法を確立し、それに基づいて、最新の技術や適切な契約により正確な計算を行って支払われるべきであると考えます。そのような分配方法を検討した上で、現在の補償金制度については廃止を含めた抜本的な見直しを図ることが必要です。そうすることにより、公正で透明性が高く、消費者、権利者、機器販売業者等の利害関係者にとって課せられる義務が明確な制度を構築することが可能になるのです。

今後のご検討におかれまして、ACCJの意見を含め本件議論に関わる全ての方のご意見について、ご配慮賜りますようお願いいたします。

以上